

## 岸和田市民泊施設整備促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「民泊施設」とは、住宅の全部又は一部を活用し、観光客等に宿泊サービスを提供する施設をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

(1) 宗教法人が管理又は運営するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3条 この要綱による補助金は、岸和田市内での宿泊需要に対応するため、民泊施設における受入環境整備の取組みを支援することにより、観光客の満足度や利便性の向上、並びに受入体制の強化を図ることを目的として交付するものとする。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 この要綱に基づく補助事業は、別表1に定める経費とする。

2 前項に掲げる経費について、他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合は、その額を補助金の交付対象となる経費から除くものとする。

3 前2項に掲げる経費に消費税及び地方消費税は含まないものとする。

### (補助金の交付対象者)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、主に本市を訪れる観光客を対象に新たに宿泊サービスを提供する個人又は法人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を行った者

(2) 旅館業法の許可を受ける予定の者又は住宅宿泊事業法の届出を行う予定の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、同一民泊施設につき一回限りとし、交付上限額は300万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の時期)

第7条 規則第5条第1項の市長が定める期日は、補助事業を実施しようとする日の前日とする。ただし、補助事業を実施しようとする日が当該年度の初日である場合には、当該日とする。

(交付申請書)

第8条 規則第5条第1項の規定による補助金等交付申請書は、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金交付申請書(様式第1号)とし、別表第2に定める書類を添付しなければならない。

(決定の通知)

第9条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金等の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請書)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容又は経費を変更しようとするときは、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更申請があった場合、市長は前条の規定に準じ岸和田市民泊施設整備促進事業補助金計画変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第7条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費総額の20%以内の経費の配分の変更とする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の適正な執行を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、補助事業者はこれに協力すること。

(2) 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類(以下、「帳簿等」という。)を常に整備すること。

(3) 市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出すること。

(4) 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿等を当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(5) 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して1年以内に旅館業法第3条第1項の許可を受け、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をし、営業を開始しなければならない。また、当該許可又は届出の日から起算して5年以上当該許可又は届出に係る営業を継続しなければならない。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第13条 規則第9条又は第17条の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとするときは、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金(変更・取り消し)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後30日を経過する日又は事業開始年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書等実施した事業の内容がわかる書類(事業実施状況がわかる写真を含む)

(2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し(領収書等)

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第15条 規則第14条の規定による額の確定通知は、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助金の請求は、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金交付請求書(様式第8号)により行わせるものとする。

(前金払の場合の精算)

第17条 市長は、規則第14条の規定により確定した補助金の額と既に交付した補助金の額に差があるときは、岸和田市財務規則(平成9年規則第11号)第59条において準用する同規則第54条に定めるところにより、精算するものとする。

(返還通知書)

第18条 規則第18条の規定により補助金等を返還させようとするときは、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金返還通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(処分を制限する財産)

第19条 規則第19条の規定により処分等を制限する耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

(状況報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の終了を初回として、以降5年間、岸和田市民泊施設整備促進事業補助金を活用した民泊施設における宿泊客の受入状況報告書(様式第10号)により、事業状況等について市長に報告しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1（第4条関係） 補助対象経費

| 区分     | 対象経費   |
|--------|--|
| 1 施設整備 | <p>民泊施設の整備に必要な設計費、工事費（自ら整備する場合に必要な材料費等を含む）で次に掲げるものに要する経費</p> <p>ただし、工事費には、これと同等と認められる委託費等を含む。</p> <p>(1) 台所、浴室、便所、洗面設備その他衛生設備の整備</p> <p>(2) 内装の改修等</p> <p>(3) 外壁、屋根の改修等</p> <p>(4) 冷暖房設備の整備</p> <p>(5) その他市長が認めるもの</p> <p>いずれも新築に係る整備費を含む。</p>         |
| 2 環境整備 | <p>民泊施設を運営するにあたり必要な環境整備で次に掲げるものに要する経費</p> <p>(1) 消防設備の整備</p> <p>(2) 照明器具の整備</p> <p>(3) 寝具の購入</p> <p>(4) Wi-Fiの整備</p> <p>(5) キャッシュレス決済端末の導入</p> <p>(6) 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの整備</p> <p>(7) 民泊施設に係るホームページ制作費及び宿泊管理に係るシステム構築費</p> <p>(8) その他市長が認めるもの</p> |

別表第2（第8条関係） 交付申請書に添付する書類

|   |
|---|
| <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 補助事業の内容が確認できる書類（図面、施工場所の写真、工程表、補助対象経費の積算が確認できる書類等）</p> <p>(3) 見積書（2社以上）</p> <p>(4) 旅館業法の許可の写し又は住宅宿泊事業法の届出済であることがわかる書類の写し（予定者については、許可又は届出後に提出）</p> <p>(5) 直近の完納証明書又は非課税証明書等市税の滞納がないことが確認できる証明書</p> <p>(6) 暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則（平成25年9月6日規則第81号）第2条各号に掲げる者ではないことの誓約書</p> |
|---|